

鹿児島市出会い交流みんなでサポートセンター運営業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 趣旨

少子化の大きな要因と言われる「未婚化、晩婚化」への対応策として、結婚を希望する方へ出会いの場を提供するとともに、参加者同士のつながりをつくることで、相互の自主的な活動による出会いの機会の広がりを促進することを目的とする。また、企業や団体等（以下「企業等」という。）を、随時、募集しながら取組の輪を広げていくことにより、結婚を希望する方を応援する気運の醸成を図る。

2 業務の名称

鹿児島市出会い交流みんなでサポートセンター運営業務委託

3 予算上限額

2, 238, 500円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の金額は、予算の上限であって契約額ではないので留意すること。

4 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 業務の内容

別添「鹿児島市出会い交流みんなでサポートセンター運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

6 企画提案競技参加資格・企画提案競技参加申込書の提出

令和7年3月19日付け告示第324号のとおり

7 説明会

実施しない

8 質疑応答

(1) 質問方法

質問内容を別紙「質問書（様式第5）」に記載し、件名を「企画提案競技に関する質問」とし、電子メールで送信すること。

(2) 質問受付期限

令和7年3月26日（水）午後5時15分まで（期限厳守）

(3) 質問先

メールアドレス：kodo-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和7年3月28日（金）までに本市ホームページに掲載する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出品目

① 企画提案書等提出書（様式第6）

② 企画提案書

仕様書にある業務内容が分かるように作成するとともに、提案にあたっては、次の点に留意すること。

ア 事業の周知広報及び結婚を希望する従業員を応援する企業等（以下「従業員サポート団体」

という。)や、従業員サポート団体の活動をサポートする企業等(結婚相談、お見合い、出会い及び結婚のあっせん等を業とする企業等を除く。)(以下「出会いサポート団体」という。)の登録促進の方法について、次の事項を記載すること。

(ア) 90以上の登録企業等を確保するための取組の内容、工夫

(イ) 当該業務を受託した場合の従業員サポート団体及び出会いサポート団体(以下「登録団体」という。)の登録見込み数(令和7年度末時点)

イ 交流会の開催について、次の事項を記載すること。

(ア) 12以上の交流会を開催するための取組の内容、工夫

(イ) 当該業務を受託した場合の交流会開催見込み数(令和7年度末時点)

ウ 登録団体等向け大規模交流イベントについて、これまでの婚活イベントまたはそれに類するイベント実績や今回実施するイベントの内容等を記載すること。その際、あらかじめ予備的な調整を行うなど、実現性を担保したうえで提案すること。

エ 本業務における提案者の強みや、仕様書に定める業務のほかに予算の範囲内において実施できる効果的な独自提案などがある場合は記載すること。

オ 業務実施体制を記載すること。

カ 費用見積明細書(経費内訳を明記したもの)を記載すること。

※1 見積合計額を算出する際は、一括して値引きを計上しないこと。(積算項目毎に値引き・調整されているものは可とする。)

※2 見積の金額については、本業務の提供にあたり発生する付帯作業に係る費用を含むすべての経費の合計金額とする。なお、イベント参加者から徴収する参加費は、イベント経費に充てることとし、その参加費を差し引いた金額を見積額とすること。ただし、変更する際は事前に発注者と協議するものとする。

※3 提出する見積書は、「支出経費」と「参加費」の内訳を明記し、支出経費から参加費を差し引いた額が、予算上限額内であることが分かるように作成すること。

(2) 形式等

原則としてA4版15ページ以内(ただし、表紙と目次はページ数に含めない。印刷は両面印刷で行う)とする。

(3) 企画案数

提出業者1社につき1案とする。

(4) 提出部数

① 企画提案書等提出書(様式第6) 正本1部

② 企画提案書(費用見積明細書含む) 正本1部、副本10部

※副本には事業者名及び職員名を記載しないこと。

(5) 提出期限

令和7年4月25日(金)午後5時15分まで(必着)

(6) 提出先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市こども未来局こども政策課企画係(鹿児島市役所本館3階)

電話 099-216-1514

(7) 提出方法

直接持参

10 受託候補者の選定

鹿児島市こども未来局における業務委託等契約業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い選定する。(ただし、応募者多数の場合は、提出書類による一次審査を行い、上位5者程度でプレゼンテーションによる審査を行うものとする。)

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づきプレゼンテーションを行う。

- ① 日時：令和7年5月初旬
- ② 場所：鹿児島市役所（詳細は未定）
- ③ 留意事項
 - ア 開催日時、場所等の詳細については、別途通知する。
 - イ プレゼンテーションにあたっては、提出された企画提案書に基づいて説明するものとし、追加資料の提出及びスクリーンに映しての説明は認めない。

(2) 審査項目及び評価基準

提案内容の審査項目及び評価基準は次のとおりとする。

審査項目	評価基準	配点
基本的な考え	・ 企画内容は、発注者の目的及びコンセプトに合致しているか。	15
企画内容	【事業の周知広報、登録促進について】 ・ 登録促進の取組は、より事業効果を高める内容が提案されているか。	20
	【従業員サポート団体間のマッチング及び交流会の開催について】 ・ 交流会の開催にあたっては、より多くの参加者が見込まれる効果的な取組が提案されているか。	20
	【登録団体向け大規模交流イベントの企画・運営について】 ・ イベント開催の趣旨・情報がインターネット等を通し広く知れ渡る手段になっており、多数の応募を見込めるか。 ・ 独創性に富んだ参加者を楽しませる企画内容になっているか。 ・ 独身男女がこどもたちや子育て家庭と触れ合えるような企画内容になっているか。 ・ 独身男女がより多くの異性と仲良くなり、イベント後の交流の広がりが期待できる工夫がされているか。	20
業務実施体制	・ 責任をもって遂行可能な実行・進行管理体制をとっているか。また、イベント参加者への安全実施体制が確保できているか。（個人情報保護を含む）	10
独自提案	・ これまでのノウハウや強みを生かした、本事業効果を高めるような独自の提案や本市の負担軽減につながる提案があるか。	10
経費見積	・ 見積額は、企画内容等に比して適切なものか。	5
合計		100

(3) 選定結果の通知

選定結果は、個別に通知する。なお、審査の経緯及び選定結果に対する異議は一切認めない。

(4) その他

業務の実施にあたっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

1 1 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日時
(1) 質問受付期限	令和7年 3月26日(水) 午後5時15分
(2) 質問回答	令和7年 3月28日(金) (予定)
(3) 参加申込書提出期限	令和7年 4月 2日(水) 午後5時15分
(4) 参加資格決定通知	令和7年 4月 4日(金) (予定)
(5) 企画提案書提出期限	令和7年 4月25日(金) 午後5時15分
(6) プレゼンテーション審査実施通知	令和7年 4月28日(月) (予定)
(7) プレゼンテーション審査(選定委員会)	令和7年 5月初旬(予定)
(8) 選定結果通知	令和7年 5月初旬(予定)
(9) 委託契約	令和7年 5月初旬(予定)

1 2 著作権等

- (1) 企画案に使用する写真等は実際に使用可能なものであること。著作権や肖像権に関することは、制作者者において処理すること。
- (2) 宣伝用リーフレット・チラシ等成果品の著作権はすべて本市に帰属するものとする。(この権利は、デザインに使用した個々のイラスト等に及ぶものではないものとする。)

1 3 業務の委託

- (1) 選定委員会で選定された企画書の提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託することとし、あらためて見積合わせを行い契約を締結する(随意契約)。
- (2) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

1 4 その他

- (1) 本業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言う。
- (2) 企画書等は、返却しないものとする。また、提出期限以降における企画書等の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 企画書等の作成及び提出、プレゼンテーションの実施等、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 共同企業体が選定された場合は、選定結果通知後速やかに、共同企業体協定書を提出すること。(記載事項等については、本市の契約規則等を遵守した上で、別途協議する。)
- (5) 企画書等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。
- (6) 本プロポーザルは、結婚支援業務に対する発想、対応姿勢等、業務能力を有する事業者を選定するものであり、提案されたアイデアについては、実際の準備・実施段階において変更等を行うことがある。